

周囲に迷惑となるエサやり防止 普及啓発用チラシ 作成例

〇〇町内会からのお願い

周囲に迷惑となる ハト・スズメなど 身近な動物へのエサやり はやめてください



『京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例』で定められています。

- ・周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような動物への餌やりはしてはならない。(第9条第1項)
- ・野良猫などへの餌やりは市で定める基準を遵守し、適切な方法で行う。(第9条第2項)
- ・迷惑な餌やりは勧告・命令の対象(第10条)
- ・命令違反は5万円以下の過料(第14条第1号)

〇〇町内会 連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

必要に応じて、タイトルを記載してください。(PDF形式は、手書きで記載できるように空白にしています。)

御利用時には、必ず配布者名(町内会名、自治体名、マンション管理組合名、公園管理担当部署名など)を明記してください。(PDF形式は、手書きで記載できるように空白にしています。)

※地域の状況に応じて、内容を変更して利用ください。